ことができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条、次条第三項及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」という。）を記録した牽引自動車（当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。）によつて牽引されるもの

| | |
|---|---|
| 十五～十八 | （略） |
| 十九 | 初度登録年月（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、初度検査年月） |
| 二十 | （略） |
| 二十一 | 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その旨 |
| 二十二 | 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項 |
| イ | 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車　その旨 |
| ロ | 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。）に従つて行われる技術実証（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行（同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。次条第一項第七号ロにおいて同じ。）　その旨 |
| 二十三～二十九 | （略） |

2　次条第二項の規定により自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車（前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。同項において同じ。）の車名及び型式を記録した牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

3　次条第三項の規定により自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記録したキャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

（自動車検査証の記録事項）

**第三十五条の四**　法第五十八条第二項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　自動車検査証の有効期間の満了する日
二　使用者の住所
三　所有者の氏名又は名称及び住所（当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。）
四　使用の本拠の位置
五　被牽引自動車（前条第一項第十四号のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、牽引自動車の車名及び型式

ことができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」という。）を記載した牽引自動車（当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。）によつて牽引されるもの

| | |
|---|---|
| 十六～十九 | （略） |
| 二十 | 初度登録年（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、初度検査年） |
| 二十一 | （略） |
| 二十一の二 | 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その内容 |
| 二十二 | 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項 |
| イ | 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車　当該基準の緩和の内容 |
| ロ | 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。）に従つて行われる技術実証（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行（同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。）　同号イ(1)、(4)及び(5)に掲げる事項 |
| 二十三～二十九 | （略） |

2　牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車（前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。）の車名及び型式を記載することができる。

3　キャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記載することができる。

（新設）